

事業計画書

1 運営ビジョン

(1) 地域における地域ケアプラザの役割について

指定管理者制度の意義を踏まえ、地域包括ケアシステムや区地域福祉保健計画（とつかハートプラン）の推進、高齢者、子ども、障害者支援等の視点を含めて地域ケアプラザの指定管理者として行うべき取組について具体的に記載してください。

<記載場所>

2025 年を迎える今期の指定管理者の期間で地域ケアプラザは、地域包括ケアシステムの中心的な役割を果たすことになると感じています。横浜市における地域包括ケアシステムは高齢者が中心となっていますが、子ども、障害のある方等支援が必要な方々を包括的にとらえており、まさに地域ケアプラザのすべての業務が直結しています。その目標に向けて多様な主体と連携・協働しながら事業を進めていきます。

地域福祉保健計画「とつかハートプラン」については、支援チームの一員として積極的に参加し、ケアプラザの在り方やケアプラザならではの事業展開について関係機関と具体的内容を検討しながら、誰もが安心して心豊かに暮らすことができる地域社会の実現を目指して、地域と行政と関係機関とともに協働して取り組んでいます。

また、地区別計画においては、地域の方々と共に地域の福祉保健推進のための具体的内容を検討すると同時に、区と住民の連絡調整役として、より身近に感じる計画とするよう努めます。

ケアプラザの事業においては、区政運営方針や区の事業を踏まえ、各地域の特性に即した事業を連携しながら展開します。福祉の拠点であるケアプラザとして高齢者・子ども・障害者支援等切れ目のない事業を常に検討・実施します。また、高齢化が進むにつれ 8050 問題等の複合的な課題が多く発生します。そのような課題については関係機関との連携を密にとりながら、地域の方々が安心して住み続けられるよう対応します。

開所 10 年を機会に全職員よりケアプラザのキャッチコピーを募集し、「誰でもいつでもケアプラザ！あなたのそばに南戸塚♪」を作成しました。令和元年、元号が新しくなりこれからの南戸塚地域ケアプラザのキャッチコピーを再度全職員から募集し、「住んでてよかった～戸塚町」を作成しました。今後も 17 年間継続して運営して来た地域との絆をより強固なものとし、信頼される、気軽に相談でき、利用して頂けるように、南秋祭等のイベント開催、町内会・老人会・子ども会等地域団体の会合や催しの為の会場貸出を積極的に行い、戸塚町の方々が心から「住んでてよかった」と感じられるような事業を展開します。

今後も地域内にある専門機関の自負と使命を基本にネットワークの軽い、地域の方々に寄り添ったケアプラザを実行するべく、職員個々のレベルアップと連携に取り組んでいきます。

(2) 担当地域の特色、課題及び将来像並びにそれに係る取組について

地域住民や関係団体等と連携・協働して地域の魅力と課題を把握する方法、地域ケアプラザとして把握した地域の魅力と課題を基にどのような地域を目指すかの将来像（以下、「目指すべき地域像」とする）及びその実現に向けた方策や取組、また、そのための関係団体等の連携方法について具体的に記載してください。

<記載場所>

戸塚町全体としては駅周辺の再開発により、商業施設が立地し、マンション開発の活発化から30～50代前半の比較的若い世代の転入が多く高齢化率は約21.5%と横浜市（24.3%）や戸塚区（25.1%）のそれと比べると低い状況となっています。しかしながら地域によっては何世代にもわたり住んでいる方々が多く、高齢化が進んでいて自立して生活できていた高齢者世帯が徐々に何らかの支援が必要となることが多くなってきて、いわゆる2025年問題を抱えた地域となっています。子育てから高齢者まで求められている福祉ニーズが地域単位で多様化しているのが現状です。

南戸塚地域ケアプラザでは、開所以来実施している「地域に出向く事業」をより拡充させ、介護予防や介護保険等高齢者対象の事業のみならず、地域包括支援センター、地域活動・交流部門、生活支援体制整備部門が連携し、小地域毎に合った事業や講座等を今以上に積極的に行います。同時に迫りくる2025年に向け、ボランティア育成や地域内の団体連絡会、諸関係機関との連絡調整、小中高校生・学校との交流等を積極的に行い、次世代の担い手の育成を推進していきます。

(3) 担当地域における関係団体等との連携について

地域、行政、区社会福祉協議会、関係機関及びその他様々な団体に加えて他の地域ケアプラザとの連携について、具体的に記載してください。

<記載場所>

地域の多様な主体がそれぞれの得意分野や強みを活かしながら役割が果たせるよう連携を進めていきます。

地域の定例会、ハートプラン、地区別計画、関係機関の行事や定例会に参加し地域の方々が、いつまでも住み慣れた住居・地域で過ごせるよう一人ひとりの多様なニーズに応え、多職種が連携した切れ目ない支援を目指します。

2 団体の状況

(1) 団体の理念、基本方針及び事業実績等について

団体の理念や基本方針、業務実績等について、記載してください。

<記載場所>

【経営理念】

社会福祉法人朋光会は「1人ひとりの笑顔のために」を経営理念としています。先発の医療法人豊医会と「アポログループ」の名称で連携し、「安心して暮らせる社会への貢献」をテーマに、医療と福祉の総合力による「安全」と「安心」と「癒し」を地域社会に提供することを使命として

います。

【行動指針】

- <安心> 私たちは、いつも真摯に仕事に取り組みます。
- <安全> 私たちは、いつも正々堂々、偽りなく行動します。
- <癒し> 私たちは、いつも心に豊かさと余裕を忘れません。

これらの経営理念や行動指針のもと、毎年事業方針を設定し、展開しています。

【業務実績等】

在宅サービスから施設サービスに至るまでの医療・看護・介護・生活支援サービスを連携のもとに展開しています。

- ・特別養護老人ホーム 太陽の國 (150床：昭和62年開設)
- ・デイサービスセンター横浜市戸塚柏桜荘 (平成11年移管、開設)
- ・老人福祉センター横浜市戸塚柏桜荘 (平成18年より指定管理者)
- ・特別養護老人ホーム 太陽の國ほ도가や (ユニット型88床：平成18年開設)
- ・横浜市名瀬地域ケアプラザ (平成20年開所 指定管理者)
- ・横浜市川島地域ケアプラザ (平成23年開所 指定管理者)
- ・養護老人ホーム 名瀬の森 (120床：平成31年開設)

(連携する医療法人)

- ・左近山中央診療所 (有床診療所 19床：昭和43年開設)
- ・左近山訪問看護ステーション (平成12年開設)
- ・左近山ホームケアサービス (平成12年開設)

(2) 財務状況について

予算の執行状況、法人税等の滞納の有無及び財政状況の健全性等、安定した経営ができる基盤等について記載してください。

<記載場所> 平成30年における法人資金収支決算の対予算執行状況はつぎのとおりです。

平成30年度資金収支 予算実績対比表 (単位：千円)

摘要		決算①	予算②	差額 (①-②)
経常収支	収入	1,896,455	1,795,315	101,140
	支出	1,749,390	1,830,699	△81,309
	収支差額	147,065	△35,384	182,449
設備収支	収入	1,632,256	1,792,774	△160,518
	支出	1,722,589	1,902,525	△179,936
	収支差額	△90,333	△109,751	19,418
財務収支	収入	0	4,513	△4,513
	支出	28,310	11,674	16,636
	収支差額	△28,310	△7,161	△21,149

資金収支差額計	28,422	△152,296	180,718
---------	--------	----------	---------

平成30年度の法人資金収支は152百万円の赤字となりましたが、その要因は平成31年2月に横浜市の民営化としては最後の養護老人ホームである「名瀬の森」を開設したことに伴う支出増であり、これを除いた資金収支差額は23百万の黒字と（下2表のうち下段の表参照）、介護報酬単位数減少のなか、安定した経営基盤を維持しています。また、過去3年の資金収支実績の推移を見ると平成30年度は名瀬の森開設の影響で資金収支差額が大きくマイナスになっていますが、平成28年度、平成29年度までは資金収支差額は毎年増加しています。法人の本業である経常収支差額の推移は平成30年度を例外として平成28年度、平成29年度は約1億円の黒字を計上しています。

養護老人ホーム名瀬の森を除いた平成30年度資金収支 (単位：千円)

摘要		法人決算①	名瀬の森決算②	法人実質収支 (①-②)
経常収支	収入	1,795,315	32,855	1,762,460
	支出	1,830,699	154,844	1,675,855
	収支差額	△35,384	△121,989	86,605
設備収支	収入	1,792,774	1,719,389	73,385
	支出	1,902,525	1,771,688	130,837
	収支差額	△109,751	△52,299	△57,452
財務収支	収入	4,513	0	4,513
	支出	11,674	△1,106	12,780
	収支差額	△7,161	△1,106	△6,055
資金収支差額計		△152,296	△175,394	23,098

資金収支実績の推移 (単位：千円)

年度		平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
経常 収支	収入	1,721,697	1,791,086	1,795,315
	支出	1,620,969	1,692,533	1,830,699
	収支差額	100,728	98,553	△35,384
設備 収支	収入	27,499	50,847	1,792,774
	支出	89,180	115,961	1,902,525
	収支差額	△61,681	△65,114	△109,751
財務 収支	収入	20,541	28,255	4,513
	支出	28,536	12,893	11,674
	収支差額	△7,995	15,362	△7,161
資金収支差額計		31,052	48,801	△152,296

当法人は法人税、事業税及び法人住民税を課される収益事業は行っておりません。

尚、当法人の会計は社会福祉法人の会計基準に準拠し、収支及び事業活動の状況並びに財務状況に関する計算書類は適正に作成されています。

3 職員配置及び育成

(1) 地域ケアプラザ所長及び職員の確保、配置について

地域ケアプラザを運営していく上で、地域ケアプラザ所長（予定者）及び職員の人員配置並びに勤務体制、必要な有資格者・経験者の確保策について、その考え方を記載してください。

<記載場所>

所長及び地域包括支援センター・生活支援体制整備事業・地域活動・交流の人員については、既に確保しています。

現在、朋光会では地域ケアプラザ3館、老人福祉センター1館、介護老人福祉施設2施設、養護老人ホーム1施設を運営しており、ケアプラザの運営に必要な専門職の任用資格を持てるよう、法人としても教育体制を整えていきます。

また、居宅事業所・デイサービス部門においても、十分なサービスを提供できるよう職員の確保と配置に努めています。

(2) 育成・研修について

地域ケアプラザの機能を発揮するための人材育成及び研修計画について、記載してください。

<記載場所>

1. 朋光会は、全事業所職員を対象に法人本部による研修システムを導入しており、職場内研修や外部研修への参加、各事業所内プロジェクトや勉強会を通して技術・知識・マインドの向上を目的とする職員の教育・育成を図っています。
2. ケアプラザでは、毎年度研修計画を作成し、常勤・非常勤を問わず様々な研修に参加できる環境を整えており、市・区・社協等が実施する外部研修へも事業所負担にて積極的に参加させ、報告会等を設けその情報を全員で共有するようにしています。
3. 新たに採用した職員（全職種）に対しては、ケアプラザの概要及び南戸塚地域ケアプラザの取り組み・5事業の説明等を行い、ケアプラザの特性や地域の状況を理解させた後、各々の職務に従事させています。

4 施設の管理運営

(1) 施設及び設備の維持保全、管理及び小破修繕の取組について

施設及び設備の安全確保及び長寿命化の観点から、適切な維持保全（施設・設備の点検等）計画及び積極的な修繕計画について、具体的に記載してください。

<記載場所>

地域ケアプラザを利用される地域の方々が安心して利用でき、清潔で快適な施設であるために以

下の通り施設の保守管理に努めます。

1. 常にご利用者の安全を、第一に考えます。

安全管理のため、故障・破損が発見された場合は、区役所と十分な連携を取り、利用される地域の方々に対して不便が最小限となるよう職員が迅速に応急処置を行い、その後速やかに業者の手配を行います。施設保守・点検等は、総合ビルメンテナンス業者に業務委託を行い、総合的に管理していきます。開所17年が経過し、経年劣化による不具合が出てきていますが、利用者の安全を第一に区役所と連携を取りながら優先順位をつけ計画的に修繕を行っていきます。

2. 安全・清潔な施設となるよう維持管理に努めます。

職員には日々の業務の中で、危険を感じる状況を報告するシステムとして、危険箇所アンケートを全職員に年2回実施します。危険箇所の発見、気づきだけでなく、施設管理への意識を持つことができるようにと考えています。

また、特に冬季のノロウイルスの流行時期には、感染予防と管理を目的としてトイレや手すりなどの消毒清掃を行い、お客様への感染防止に努めると共に、職員の感染予防に関する意識を高め、安全に安心して施設をご利用いただけるよう取り組んでいきます。

(2) 事件事故の防止体制及び緊急時の対応について

事件事故の防止体制に関する意識の高さ・対応の適切性、事件事故発生時における緊急の対応について、具体的に記載してください。※急病時の対応など。

<記載場所>

1. 緊急連絡体制の確立と対策

法人・施設内の緊急連絡網を配備して、事故や災害発生時の迅速で的確な対応ができるように連絡体制を確立します。事故対応責任者を所長として全ての事故報告を掌握し、職場毎に定めた緊急時対応策を確認、指導する体制をとります。また職員は、軽微なもの（ヒヤリハット）から報告書を作成し事故の振り返りが確実にできるよう、提出された報告書をもとに、随時対策検討委員会を開催し、今後の対応・具体策を検討した結果を全職員へ周知して再発防止に努めます。

防犯については、警備会社と業務委託契約を締結して職員不在の際でも警備を可能とし、24時間体制で防犯対策を行います。

2. 防災訓練・人命救助訓練の実施

防災については年2回の防災訓練を実施し、職員に初期消火から避難誘導、AEDの操作方法をはじめ心肺蘇生法等の体験と訓練を行い、非常の際に備えます。また、災害時の福祉避難場所として、地域住民への周知と職員の意識啓発を行い、同時に避難場所開設訓練を実施します。

3. マニュアルの整備

事故防止・防犯・防災・急病などの対応に関するマニュアルを整備し、全職員の業務として標準化します。また、管理者不在時の対応についても、フローチャートにより、指示、連絡、報告

系統を整え、遅滞なく対応できるようにします。

(3) 災害に対する取組について

ア 福祉避難所の運営について

地域ケアプラザは、区防災計画に基づき福祉避難場所として開設及び運営を行うことが規定されていますが、発災時に備えた事前準備や特別避難場所の運営方法（職員の参集方法や日ごろの訓練等）について、具体的に記載してください。

<記載場所>

年2回行う防災訓練の際には、福祉避難場所の開設訓練も合わせて実施し、発災時に備えます。職員には参集条件を伝え、参集方法等の確認を行います。また行政への連絡や受け入れについての訓練も実施します。

イ 災害に備えるための取組について

震災や風水害等といった災害に備えるための取組について、具体的に記載してください。

<記載場所>

震災・風水害等のマニュアルが整備されており、職員に周知されています。災害に備えるための事前準備のため、行政が発行しているハザードマップにより地域の実情把握や担当エリアの水没、がけ崩れ等の危険個所の把握を行っています。

(4) 公正・中立性の確保について

公の施設として、市民、団体及び介護保険サービス事業者等に対して、公正・中立な対応を図るための取組について記載してください。

<記載場所>

地域の福祉の拠点として、地域住民に対して公平なサービスの提供がなされるよう、また、常に公正中立な意識をもって対応ができるよう職員への指導を行っていきます。

1. エリアの居宅介護支援事業所には、ケアプラザで相談や学習が気軽にできる機会を隔月で定期的に提供しています。その中で事例検討会や介護保険制度についての勉強会を行い、地域関係機関のスキルアップと支援を行います。
2. 周辺エリアの介護保険サービス事業所には、地域住民への見学会等を順に企画し、施設サービスの紹介を支援しています。
3. 介護保険サービスご利用者には、福祉サービスや医療サービスが総合的に提供されるよう充

分な情報提供を行い、ご本人やご家族にわかりやすく説明を行い、利用される方の立場に立った支援を行っていきます。

4. ご本人ご家族の希望に沿った支援を行い、住み慣れた地域で、できる限り自立した生活が送れるように、公平中立なサービスプランの提供を行います。
5. 地域のサービス関連機関との連携を図り、地域のケアマネジャーの資質向上を図るため、研修会等の企画と、相談体制を周知し後方支援を行っていきます。

(5) 利用者のニーズ・要望・苦情への対応

利用者の意見、要望及び苦情等の受付方法並びにこれらに対する改善方法について、具体的に記載してください。

<記載場所>

地域の皆様からのご意見やご要望をあらゆる機会に頂けるように検討を重ねます。その内容については業務改善への取り組み課題として捉え、誠意をもって適切に対応していきます。

1. アンケートの実施

地域包括支援センター、生活支援体制整備事業及び地域活動・交流において、それぞれ年1～2回のご利用者アンケートを実施します。ご利用者からのご意見を直接伺えるように実施事業ごとに参加者アンケートを行い、事業評価による内容の充実を目指します。

居宅介護支援事業所でも独自のご利用者アンケートを実施し、よりの確なマネジメントの提供ができるよう取り組んでいきます。

デイサービスについても、利用者アンケートを行い、介護サービス評価を毎年受けています。

2. ご意見箱の設置と対応、改善への取り組み

施設内では、玄関と貸館内にご意見箱を設置し、利用者の率直なご意見が頂けるようにします。要望や苦情については、所長を解決責任者として受付担当の職員を配置し、頂いたご意見は職員で構成する苦情解決委員会で検討し、結果は速やかに館内に設置するご意見・ご要望コーナーのボードに内容と施設の対応を掲示し、来館されるどの方にも透明性のある周知をします。

(6) 個人情報保護・情報公開、人権尊重について

個人情報保護及び情報公開の取組、人権尊重など横浜市の施策を踏まえた取組について、具体的に記載してください。

<記載場所>

1. 個人情報の保護

職員一人ひとりが常に意識を持てるよう事業所として定期的な点検を行ない、個人情報漏洩事

故の発生防止に努力しています。

基本的には、朋光会個人情報管理規程に定める管理体制による管理責任者として所長がその任を負い、施設における個人情報保護のマニュアルを作成し、館内に掲示します。

具体的には、

- ・ 個人情報が含まれるケースファイルや記録、資料などについては施錠管理を徹底します。
- ・ 個人情報の含まれている文書については必要時以外には施設外への持ち出しはしません。
- ・ 契約など訪問時の個人情報の文書持ち出しは必要最低限とし、持ち出す際は専用のケースとカバンに収納し確実に持ち帰れるようにします。
- ・ 個人情報の漏洩事故があった場合は、介護保健事業者として事故発生時の報告を速やかに行い適正な対処を行います。

その他、全職員を対象に個人情報の取扱いに関する研修を毎年一回以上実施します。研修では個人情報保護の重要性を常日頃から意識するよう、職員が交代で講師を担当するなど、毎年工夫をしながら実施します。研修後は効果測定もを行い、知識の把握レベルを確認します。

止むを得ず、事務連絡のため書類をFAXまたは郵送する場合は、ダブルチェックを励行するなど、誤送付の防止策を各部門においてマニュアル化して徹底します。マニュアルは毎年見直しを行って必要な改定をします。

2. 情報公開への取組

法人ホームページに法人の運営状況や財務状況等を公表しております。また南戸塚地域ケアプラザのページでは活動内容や利用案内等を公開しており、内容の充実に努めております。

一方、横浜市の保有する情報の公開に関する条例の趣旨に則り、南戸塚地域ケアプラザとして情報公開に関する規程を制定し、地域住民に対する情報公開に取り組んでおります。

3. 人権尊重への取組

全職員を対象とする法人オリエンテーションや職員研修では、基本理念、個人情報保護、人権尊重についての認識の徹底を図っております。また、外部研修を通じて職員の人権に関する意識の高揚を図っております。平成27年度以降については、この活動を更に定着させるため「倫理規程」を制定し、公平・公正なサービスを実践することとしております。

(7) 環境への配慮、市内中小企業優先発注など、本市の重要施策を踏まえた取組

ヨコハマ3R夢（スリム）プラン、市内中小企業振興条例の趣旨及び男女共同参画推進等に対する考え方について記載してください。

<記載場所>

環境への配慮は社会全体が最も取り組むべき重要課題であり、地域ケアプラザでは積極的にごみの減量・リサイクルを進め、ヨコハマ3R夢プランの推進拠点として、地域ケアプラザ全職員が率先して取り組んでいます。

また、多くの来客者が予想されるお祭りなどのイベントを企画・開催する際に、模擬店で行っている容器のデポジット制度については既に地域では定着化の方向にあり、自宅から容器を持参される方も多く成果を上げています。その他、以下の活動に取り組めます。

1. 日常業務では、両面コピーや裏紙の再利用に努めています。
2. 貸館利用者にはごみの持ち帰りをお願いし、環境問題に対する意識啓発を行っています。
3. 職員は可能な限り自動車の使用を控え、スクーターや自転車を利用し、二酸化炭素の排出抑制に努めています。
4. 冷暖房使用時の温度設定を環境に優しいエコ温度設定とし、使用していない部屋などの照明はこまめに消灯し節電に努めています。
5. 年間行事を通して、環境を意識したイベントを企画・実施し、地域住民の環境に対する意識向上につなげています。

これらの活動により、ごみの削減や地域住民のリサイクルに対する意識向上に大きくつなげたいと考えています。

市内中小企業優先発注については、施設の改修・修理・保守・点検・清掃等の業務委託や什器備品・消耗品の購入について、指名や見積の段階からほぼ総て市内の業者を対象として発注を行います。

5 事業

(1) 全事業共通

ア 施設の利用促進について

施設の稼働率向上のための対策や効率的な施設貸出の方法、利用者のために有益な情報提供を行う方法について、その効果も含め具体的に記載してください。

<記載場所>

1. 貸館ボードの活用

地域の方々に施設の貸館の利用状況が、来館時に一目でわかるように、玄関ホールの貸館ボードに貸室の概要説明を掲示し、3ヶ月間の貸室予定表を掲示し、希望の部屋の予約状況を視覚的に分かりやすく表示し、予約受付などの事務作業の効率を上げます。

2. 利用促進について

ホームページで貸館の案内や貸館の規定、予約方法等を掲示してケアプラザの利用を促します。広報紙には講演会や自主事業の広報をはじめ、ケアプラザ事業への参加やボランティアの協力依頼等を掲載して地域の方々への情報提供を随時実施していきます。

毎月1,500部発行する広報紙は地域の自治会町内会や、地域内の福祉施設や医療機関、社協、行政関係等に配布・設置し、回覧にて周知を行っています。

3. 地域連携と他機関への情報提供

地域の老人会や、民生委員児童委員協議会の定例会にも参加させていただき、ケアプラザの講演会や行事のチラシやポスターの設置や配布などを通してさまざまな情報提供を行っています。その他、地域の町内会のお祭りや行事にもケアプラザ職員はできる限り参加し、積極的に地域との連携を図りながら、地域の方々の暮らしに密着し、地域の課題に沿った情報提供や事業の広報活動を実施していきます。

イ 総合相談について（高齢者・子ども・障害者分野等の情報提供）

高齢者・子ども・障害者等の分野に関する情報提供の取組についての考え方、提供手法について記載してください。

<記載場所>

1. 地域の福祉相談窓口として、認知症や精神疾患、障がいや子育てに関する相談など、地域の様々な相談に対して的確な支援が行えるよう、包括職員を中心に部門や職種を問わず、内容に応じて地域ケアプラザ全体で情報を共有しながら適切に取り組みます。そのために、職員の相談体制の確保と、相談援助技術の向上を目的に、研修や事例検討などを継続的に実施していきます。また、アプローチや支援困難と考えられるケースは、関係機関を含めての個別ケース会議を開催し情報を共有しながら対応を検討し、適切な支援につなげます。
2. 高齢者の情報は「南戸塚茶話会」や、「さくらんぼ」（在宅介護者の集い）、地域での会合、民生委員児童委員会等で積極的に情報交換を行いながら今後の支援方針など連携をとりながら支援を行います。
3. 障がい者等については、障がい児余暇支援活動「もぐもぐ」や精神障がい者対象とする「あったまり場」を通して、それぞれの事業の中での個別支援と、参加者への情報提供、専門機関との連絡調整を行いながら支援していきます。

ウ 各事業の連携及び関連施設（地区センター等）との連携について

目指すべき地域像の実現に向けて地域ケアプラザが役割を果たすための、各事業担当間や関連施設との情報共有、円滑かつ効率的な管理運営に対する考え方を記載してください。

<記載場所>

地域ケアプラザは地域住民への包括的なケアを実現するための中核的存在として、担う役割は大きく期待されていると認識しています。その役割を果たすため、ケアプラザ内各部門及び関連施設との情報共有を次のように進めております。

1. ケアプラザ職員間の連携ができるよう、毎朝個々のスケジュールを全員で確認し、お互いの業務調整と必要な情報共有ができるようにしています。
2. 月1回部門担当のリーダーのミーティングを行い各部門間の情報共有を図ると同時に月1回職員全員での会議を持ち、情報交換・共有を行っています。
3. 正職員と非常勤職員との連携を密に、事業所全体が一体となって事業に取り組んでいます。
4. 地域ケア会議では、地域医療、サービス関係者、民生、自治会等、様々な関係機関の方々の参加のもと、地域課題を掘りおこし、課題解決への検討を重ねています。

今後も多職種、多機関との連携をとりながら、地域住民を見守り支援につなげるためのシステムを構築していきます。

エ 地域福祉保健のネットワークの構築について

地域の関連団体や関連機関との情報共有やネットワーク構築に対する考え方について記載してください。

<記載場所>

地域課題・問題、地域の状況等の把握は地域の方からの情報が重要です。そのため、地域の関連団体や関連機関の方々との顔の見える関係をさらに強化し、地域の力として様々な場面で活躍していただけるような事業の企画運営を実施していきたいと考えています。

1. 地域町内会や民生委員児童委員、保健活動推進員、スポーツ推進委員、ヘルスマイト等の方々に多くの事業で協力を頂いており、主要な事業では企画から積極的に参加して頂きながら協働した活動につなげています。
2. 秋に開催する地域向けのお祭り「南秋祭」では、多くの地域役員、関係者に準備段階から参加して頂き、積極的に担当調整等も行って頂きます。ケアプラザへの協力支援がそれぞれの年間計画として定着している状況があります。
3. 医療機関や介護保険サービス事業所等との関係をさらに深め、多職種が連携した住民への個別支援ができるよう地域ネットワークを構築していきます。
4. 民生委員児童委員と地域ケアマネジャーの連絡会や医療機関との合同の事例検討会や学習会を今後も継続実施し、地域連携がさらに拡大し、充実するよう支援していきます。

オ 区行政との協働について

区運営方針、区の事業等を踏まえたうえで、区行政との連携について具体的な取組を記載してください。

<記載場所>

ケアプラザの事業においては、区政運営方針や区の事業を踏まえ、各地域の特性に即した事業を連携しながら展開すると同時に、ケアプラザとして出来る事業、やるべき事業など、新たな事業展開を常に検討・実施し、区や社協に提案していきます。

カ 地域福祉保健計画の区計画及び地区別計画の推進について

区地域福祉保健計画（とつかハートプラン）の区計画及び地区別計画の策定・推進の事務局及び地域連携チームのメンバーとして参画し、住民、事業者、行政等と協働して地域の課題解決・目指すべき地域像の実現に向けてどのような体制でどのように取り組むか記載してください。

<記載場所>

地域福祉保健計画「とつかハートプラン」については、事務局及び支援チームの一員として積極的に参加し、ケアプラザの在り方やケアプラザならではの事業展開について関係機関と具体的内容を検討しながら、誰もが安心して心豊かに暮らすことのできる地域社会の実現を目指して、地域と行政と関係機関とともに協働して取り組んでいます。

また、地区別計画においては、地域の方々と共に地域の福祉保健推進のための具体的内容を検討すると同時に、区と住民の連絡調整役として、より身近に感じる計画とするよう努めます。

(2) 地域ケアプラザ運営事業（地域活動交流事業。以下「地域ケアプラザ運営事業」という。）

ア 自主企画事業について

目指すべき地域像の実現に向けて、高齢者・子ども・障害者等の分野それぞれの福祉保健活動の開発・実施及び自主活動化どのように取り組むか、具体的に記載してください。

<記載場所>

1. 高齢者支援事業

- ・ ケアプラザや地域で定期的に体操教室（ヨガ・エアロビ含む）や植栽作業・DIY講座を実施していました。その中では、5ヶ所の教室が自主化やボランティア団体に移行できました。今後も自主的な活動につながるよう参加者に理解を求め、役割を分担し活動してもらいます。
- ・ 地域町内会等からの要望に応じて、健康講座やミニ講座を出前講座として実施しています。地域のサロンでの講座や健康測定、脳トレーニング等様々な内容で講座を展開しています。
- ・ 認知症サポーター養成講座は、キャラバンメイトの方と協働し、地域の町内会やコンビニ、金融機関、タクシー会社、消防等、様々なところで認知症の理解と普及啓発に取り組んでいます。南戸塚中学校でもサポーター養成講座は、毎年行われています。
- ・ 高齢者への社会参加のきっかけづくりとして、「ちょこっとボランティア養成講座」を開催し、エリア内で存在しなかった生活支援ボランティアを立ち上げ、地域で活躍できるように支援しました。
- ・ 南戸塚茶話会では、会話を楽しみながら、介護予防の色合いを多く出し、地域の介護予防ボランティアの方々と事業を進めていきました。主に独居・高齢者世帯を対象に、気軽に集える場として、年10回開催しています。

2. 子ども支援

- ・ 「おしゃべりサロン」(3回/月)「みんな大好き」(2回/月)「おいでおいで」(1回/月)は地域の子育て中の母親、養育者、子ども達のためのフリースペースとして開催しています。参加者が自由に交流しながら、情報交換の出来る場となっています。特に「みんな大好き」は土曜日の開催でお父さんが参加しやすい環境を作っています。
- ・ 地域内子育てグループや幼稚園、区、区社協等関係機関との連絡会をケアプラザが主催となり定期的に開催し、子育てがしやすい環境づくりにも積極的に取り組んでいきます。

3. 障がい児・者支援

- ・ 「もぐもぐ」は、発達障がい児の余暇支援活動を通して、社会参加の促進と保護者のレスパイト支援を目的に行っています。また、もぐもぐ開催時と同時に、別室で「秘密のお茶会」という名称で、保護者同士が気軽に話せる茶会を設け、横のつながりを持てるよう工夫をします。
- ・ 精神障がい者及び精神症状を有する人を対象に「あつたまり場」を毎月継続して行っています。気軽に立ち寄れてゆったりと過ごせるフリースペースの提供は、引きこもりの予防

や仲間づくりなどで外出する機会にもなり、障がいがある方のご家族の負担軽減にもなっています。参加人数としては少ないですが、当事者の方が気が向いたときに「行ける所」として継続することが大切だと感じています。

イ 福祉保健活動団体等が活動する場の提供について

福祉保健活動団体及び地域団体が活動する場の提供について、利用促進を図るための具体的な取組を記載してください。

<記載場所>

1. 貸館の利用状況が一目で分かるように、館内のボードに毎日記載しています。
2. 貸館の登録団体の紹介コーナー設けて、活動の状況を紹介し、地域住民への興味と参加を促しています。
3. 貸館利用に関する概要や市の規定等を館内に分かり易く掲示し、住民へ周知しています。
4. ホームページに貸館の概要を視覚的に紹介しています。また、貸室のご案内として、利用出来る団体の区分、利用時間、料金、申し込み受付時期等の詳細を紹介しています。
5. 施設利用団体の方に、ケアプラザでのイベントや事業の活動等を紹介しながら、貸室の有効利用をPRして地域住民の貸室利用の促進につなげています。

ウ ボランティア登録、育成及びコーディネートについて

ボランティア登録、育成及びコーディネートについて具体的に記載してください。

<記載場所>

1. ボランティア登録については、新規ボランティアを対象とする「ボランティア講座」や「横浜シニアボランティア事業」を活用したシニア世代の為のボランティア講座を開催し、参加した方に個人ボランティアとしてケアプラザ及び近隣の施設へのボランティア登録を促します。
2. 継続的なボランティア活動につなげていくために、希望する活動内容を伺い、その内容に沿って自主事業を紹介しています。初回はボランティア体験として自主事業に参加していただくようコーディネートを行います。
3. 介護予防のボランティアについては、定期的にフォローアップ研修等を行い、最新の情報や技術の習得ができるよう、段階に応じた教育・育成を行い、地域の担い手として継続的に活動していただけるよう支援していきます。

エ 福祉保健活動等に関する情報収集及び情報提供について

地域における福祉保健活動団体や人材等の情報収集及び情報提供について具体的に記載してく

ださい。

<記載場所>

1. 地域の福祉保健活動団体の会議にはできる限り参加しています。会議では不明瞭な事柄について補足したり、説明会を設定したり、地域団体と協力しています。また、地域エリアの課題や現状についての情報交換を行い、地域要援護者に関する情報は直接担当者と情報交換のできる関係にあります。
2. 保健活動推進員の方々とは事業を通して、事前の打ち合わせを行いながら協働で事業を実施し連携ができています。
3. 人材等の情報収集は、地域関係役員の方々との顔の見える連携関係から、日頃の情報交換や話し合いを通して情報を頂いています。
4. 福祉保健団体への情報提供は、会議等でケアプラザからの情報提供として、事業の周知や制度の説明、お知らせ等を行っています。また、各地域での会合にも可能な限り参加してケアプラザの機能、役割の普及啓発に取り組んでいます。

(3) 生活支援体制整備事業

ア 高齢者の生活上のニーズ把握・分析について

担当地域における高齢者の生活上のニーズを把握・分析する方法について、具体的に記載してください。

<記載場所>

1. 介護認定・介護サービス利用状況のデータの活用

担当エリアの高齢者数と、要支援・要介護認定を受けている高齢者の数を把握します。その際、現在の要介護認定率を把握し、将来生活支援を必要とする高齢者がどれ位になるのかを分析していきます。また、今後地域でどれくらいの認知症の方が生活していくことになるのかも推計し、地域の現状と将来像を分析します。

次に、現時点で要支援者がどのような生活支援サービスを利用しているのかを把握していきます。特に訪問介護と通所介護の利用者数を把握し、訪問介護ではホームヘルパーが訪問時にどのような支援をしているのか分析します。また、住宅地図へマッピングを行います。地域の会合へ参加して、その地域の高齢者がどのように暮らしているのか把握します。

2. フィールドワークによる情報収集

特に顔の見える関係づくりを重視し、地域の関係機関の定例会・サロン等に参加や各自治会町内会会長に向けたアンケート調査を実施したり等ありとあらゆる機会を利用し情報の収集や把握をします。

3. 情報共有による分析

得られた情報はアセスメントシートや「Ayamu」、インフォーマルサービスリストに

落とし込み、必要に応じてCP内や関係機関と共有し、話し合いの場などを通して分析を進めます。

イ 多様な主体による活動・サービス及び社会資源の把握・分析について

民間企業やNPO法人等、多様な主体による社会資源を把握・分析する方法について、具体的な取組を記載してください。

<記載場所>

多様な主体の活動等の把握方法については、福祉専門職が既に把握している情報の集約や、アンケートや訪問で直接企業に確認していくと同時に「戸塚町ふれあいポイント事業」「とつかハートプラン」をツールに地域方々の協力を得ながら地元の企業や商店をまわって高齢者向けの活動・サービス等について把握していきます。

得られた情報はアセスメントシートや「Ayamu」、インフォーマルサービスリストに落とし込み、必要に応じてCP内や関係機関と共有し、話し合いの場などを通して分析を進めます。

ウ 目指すべき地域像の共有と実現に向けた取組（協議体）について

目指すべき地域像を地域住民等と共有し、その実現に向けた協議の場（協議体）を設置・運営する方法について、具体的に記載してください。

<記載場所>

協議体は、生活支援コーディネーターと共に地域の方々が主体となって、目指す地域像について協議をする場だけではなく、地域づくりに向けた実践についても行っていきます。また協議体は、地域づくりが目的のため、地域ケア会議、地区社協、自治会町内会のような地域の様々なネットワークと連携を取っていきます。

エ 地域の活動・サービスの創出、継続、発展に向けた支援について

地域の活動・サービスを創出・継続・発展させるための取組について、具体的に記載してください。

<記載場所>

1. 地域には様々な人や組織が存在し高齢者の暮らしを支える資源があるにも関わらず、必要としている人に繋がっていない、あるいは資源通しが連携できていない場合があります。このような場合に生活支援コーディネーターが「つなぎ役」として地域の人・組織や点在するニーズ、資源を結びつけて多様なネットワークを構築し、支え合いを継続、発展できるようにします。
2. 地域での「支え合いマップ」作りはとても有効な方法で、地域の課題把握やサービスの創出、関係機関等に協力を得る際に活用しています。

3. 地域の活動に対して、場所・備品の提供や調整、資金の確保のための助成金等の情報提供や、広報紙への掲載を行い継続・発展するように支援します。

(4) 地域包括支援センター運営事業

ア 総合相談支援業務について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である総合相談支援業務をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

<記載場所>

地域課題の把握や課題が複雑・多様化している総合相談では、地域包括支援センターのみならずケアプラザ全体で課題を共有すべき最重要な事業と位置付けています。

まずは3職種を中心に常に情報を共有し、地域住民への支援が的確にできるように調整をしていきます。具体的には、毎朝包括職員でのミニカンファレンスを行い、個別支援の方向性の確認や、円滑な業務遂行のために職員間での協力体制がとれるようにしています。多問題ケースについては施設内の専門職との意見交換や会議等を臨機応変に行い、ケアプラザとしての援助方針を明確にし、必要時には行政及び関係機関との連携をとりながら支援を行っていきます。また、地域の様々な情報を持っている民生委員児童委員との連携を目的とした自主事業「ハートラインMM」を通して、いち早く支援が必要な方々の相談が出来るようにしています。

独居や認知症高齢者問題だけでなく、精神疾患、家族関係の課題等様々な事例に対応できるよう、全職員への研修や自己研鑽を促し職員のスキルアップを支援しています。

イ 認知症支援事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である認知症支援事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

<記載場所>

認知症サポーター養成講座は、キャラバンメイトの方と協働し、地域の町内会やコンビニ、金融機関、タクシー会社、消防等、様々なところで認知症の理解と普及啓発に取り組んでいます。担当エリアの戸塚駅周辺には企業が多く、毎年開催し新入社員の研修の1つとして位置づけられているところもあります。

認知症にかかわる講座を地域住民向け開催し、認知症の理解を広げると共に地域の居場所となるサロンの後方支援を行いながら、認知症になっても住みやすい地域を目指します。

ウ 権利擁護業務について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である権利擁護業務をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

<記載場所>

基本的には、専門である社会福祉士が対応して行きますが、必要に応じて関係専門機関に繋げると共に、区とも連携の上で適切な対応を迅速に取るよう努めます。

また、成年後見制度や権利擁護について知ってもらえるよう、自主事業として専門職にご協力をいただき、講座や介護者の集いを開催するなど、地域住民への普及啓発を行っています。

エ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務等

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である包括的・継続的ケアマネジメント支援業務等をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

■包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

<記載場所>

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、ケアマネジャー、主治医、地域の関係機関等の連携、在宅と施設の連携など、地域において、多職種相互の協働等により連携するとともに、個々の高齢者の状況や変化に応じることが出来るよう地域における連携・協働の体制づくりや個々のケアマネジャーに対する支援等を行います。

■在宅医療・介護連携推進事業

<記載場所>

病気や障害があってもいつまでも住み慣れた地域や自宅で安心して暮らしていけるよう「ほーめっと」や在宅医療相談室等関係機関と連携を取りながら、在宅医療や、介護サービス等が一体的、継続的に提供されることが重要です。そのために医療・保健・福祉の関係者のネットワークを作り、切れ目の無いよう支援体制を構築していきます。

オ 地域ケア会議について

地域包括ケアシステムの実現のために、地域ケア会議を活用してどのように取り組んでいくか、具体的に記載してください。

<記載場所>

個別レベル地域ケア会議・ケアプラザレベル地域ケア会議を行い、地域にどのような問題やニーズがあるのかを洗い出し、よりよい支援・課題解決の検討や新たな地域ネットワークや資源の創出等につなげ、地域包括ケアシステムを構築していきます。

ケア会議開催時には、行政、医療機関、居宅介護支援事業所、介護サービス事業所、地元企業、自治会町内会、地域住民等様々な方に参加していただき新たなネットワークづくりや周知を行います。

カ 指定介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）について

事業実施に係る人員の確保・育成、指定居宅介護支援事業者への業務委託についての選定方法及び具体的な支援内容の計画について記載してください。

<記載場所>

1. 可能な限り自立した生活が継続できるよう、その人らしい生活の維持向上に向けて、適正なプランの作成ができるように、ケアプラザにてプラン研修等を計画・実施しています。研修会には、地域の居宅介護支援事業者にも声掛けし、マネジメントの指導や適正なプラン作成について指導を行います。
2. 包括支援センター内に専門のプランナーを配置すると同時に、ケアプラザ居宅介護支援事業所に介護支援プランを作成できるケアマネジャーを配置し安定高質のプランを提供するよう努めます。
3. 指定居宅介護支援事業者への業務委託については、公平・中立に対応し、広く情報提供しながらご利用者の希望を確認し、要望に合った事業者を複数紹介しています。
4. 関係機関と連携をとりながら、必要に応じてインフォーマルサービス、地域資源の紹介を行い、ケアプランに取り入れた支援を行っています。
5. インフォーマルサービスについての情報は、地域活動グループ・場所についてわかりやすく表示した資料を作成し、地域資源の情報をいつでも活用できるようにしています。
地域の居宅介護支援事業者には、隔月のケアマネジャーの会で地域資源を紹介し、インフォーマルサービスを活用した自立に向けてのプランニングができるように指導しています。

キ 一般介護予防事業（介護予防普及強化業務）について

市や区の方針に沿って、介護予防に関する普及啓発や地域活動支援等の介護予防事業をどのように展開していくか具体的に記載してください。

<記載場所>

1. ケアプラザ事業で定期的に介護予防体操やフレイル予防の講座を開催し、健康についての普及啓発を行っています。また、地域の会合やサロンに積極的に向き、介護予防体操教室を実施し、身近で出来る介護予防を継続的に推進していきます。
2. 町内や地域の要望に応じて、認知症講座や介護保険の説明会や体操教室を展開し、地域住民への予防普及啓発活動を積極的に行います。
3. 地域既存活動グループへの後方支援を定期的に行い、継続的な地域活動を支援しています。
4. リタイアされた男性や高齢者を対象とした料理教室や健康教室を継続して開催し、社会参加を促すとともに、地域の担い手として活動支援を促しています。
5. 介護予防に係るボランティアを育成し、ケアプラザや各地域で開催される介護予防体操の補助をしながら、各地域での介護予防教室を開催できるよう支援していきます。
また、区と密に連携し、ケアプラザ事業で行った各地域での教室を元気づくりステーションへ移行し、継続して実施できるよう支援していきます。

ク 多職種協働による地域包括支援センターネットワークの構築について

包括的支援事業を効果的に実施するために、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療

サービスやボランティア活動、インフォーマルサービス等の社会資源が有機的に連携できるためのネットワークづくりをどのように行っていくかを記載してください。

<記載場所>

1. 各専門機関との連絡会を定期的で開催したり、民生・児童委員とケアマネジャーの連絡会では医療機関のご協力による講義等を通して地域医療連携の促進を図っています。また、事例検討会では多職種の間わりが必要な方を事例にあげて、地域の様々なネットワークを検討し、構築できるような企画を行っていきます。
2. ケアプラザ自主事業の実施時には、参加者が積極的に活動していただけるよう企画の段階から協力していただき、自発的に力を発揮していただくことから、地域でのボランティア活動につなげていけるよう支援していきます。
3. ケアプラザの事業内で、地域の方が体操や音楽の指導をしたり、様々な機会に地域ボランティアが参加できるような活動の場を提供し、支援していきます。
4. 地域活動団体の方、ボランティアの方、地域の担い手の方々にお集まりいただき、お互いの情報交換と活動の紹介等の検討会を行ないます。地域でのインフォーマルサービスとしてより活発な活動となるようお互いの連携を目的として支援していきます。

(5) 居宅介護支援事業

公の施設における事業提供であることを踏まえ、居宅介護支援事業について、指定介護予防支援事業者との連携体制も踏まえて記載してください。

<記載場所>

1. 包括支援センターを併設しているため、多問題ケースや、他の居宅介護支援事業所では支援困難となったケースを積極的に受け入れます。包括支援センターや地域活動・交流と積極的に連携し、介護サービスの提供のみならず、生活全般の支援を行うよう努めます。
2. 介護予防支援事業者との連携は、情報交換を密に行い、問題があればいつでも相談できるように、包括主任ケアマネジャーの存在と役割を周知していきます。
3. 事業所が入手した法令上の情報等は、所内で共有するだけでなく、包括支援センター主任ケアマネジャーにも伝え、他事業所にもいち早く伝わるよう努めていきます。
4. 区で実施している「みつけてネット」や「みまもりネット」への情報提供をはじめ、連絡があった際には積極的に協力するよう努めていきます。
地域ケア会議へも積極的に参加し、ご家族とケアマネジャーやサービス機関、地域の見守りを担う各役員と共に、個別ケースの検討や地域課題解決に向けての話し合いを行い、地域包括ケアシステムを推進していきます。

(6) 通所介護等通所系サービス事業

プログラム及び運営方針について、具体的に記載してください。

<記載場所>

1. ご利用者受入れについては、居宅介護支援事業と同様、他事業所では対応困難な利用者も受け入れていきます。サービス提供の手法や対応についても検討し、情報の共有を徹底します。常にデイサービスが日常生活の一部であるという観念を基本に、利用者・ご家族の生活に合ったサービス提供に努めます。
2. 居宅利用者アンケートや直接の聞き取りによる要望を尊重し、利用者の希望するプログラムを積極的に取り入れた展開を行います。定員 35 名はデイサービスとしては多人数ですが、可能な限り個別のメニューを作成し、小グループでのレクリエーションや余暇活動を中心としたプログラムを実施する努力をしています。同時に、大規模ならではの集団での催しも提供して行きます。
3. ご利用者の期待が大きな昼食のメニューには十分に工夫をし、季節に合わせた特別メニューを提供し、食から季節の移り変わりを味わえるよう取り組みます。
4. 認知症対応型通所介護事業を実施します。どうしても病気の影響で大きなデイサービスでは馴染めない方を受け入れ、より個別の対応を実施し、いつまでもご自宅でその方らしい生活が出来るようサービスを提供します。
5. 利用中に体調の変化や急変が生じた場合は、即時、家族やかかりつけ医と連絡をとり救急対応が取れる体制にしていますが、緊急時にかかりつけ医との連絡がつかない場合は、法人グループの医療機関と連絡を取り、適切な対応が出来るような体制を整えています。

6 収支計画及び指定管理料

(1) 指定管理料の額及び施設の課題等に応じた費用配分について

収支計画、利用者サービスのための経費に対する考え方について、施設の特徴を踏まえて記載してください。

<記載場所>

1. 収支計画については、無理のない収支計画を作成する事を前提に、利用者負担分については、利用者に還元すると言う考え方で計画をして行きます。また、次年度への繰り越しを修繕積立及び年度切り替えにかかる経費のみに抑えるよう努めます。
2. 居宅介護支援事業では、包括支援センターを併設していることから多問題ケースの相談も多く、24時間対応を行い、事業所加算を取得する体制をとっていきます。加算体制を継続していく事で、ケアプラザの運営状況を改善することができると考えています。
利用者が利用しやすい施設であるために、利用者中心の支出を意識して設備・機器等や修繕を優先に支出を行っています。また、正規職員・パート雇用職員に関わらず、職員・スタッフの研修にかかる費用を充実させ、ソフト面での利用者への還元を意識して収支計画を作成するよう努めます。

(2) 利用料金の収支の活用及び運営費の効率性について

利用料金の収支の活用や運営費等を低額に抑える工夫について記載してください。

<記載場所>

1. 受益者負担の原則にのっとり、必要不可欠な費用は原則徴収しますが、参加費の負担が最小限になるよう費用を出来る限り圧縮して利用者への配慮を重視しています。
2. 自主事業については、基本的には無料で地域住民の方々に参加いただいておりますが、自主化に移行できる事業については、最小限の参加費を徴収しながら実施し、その後の自主化につながるための計画的運営を行っています。自主化に移行できることで、講師料等の負担が軽減する事につながります。
3. 施設管理や物品購入や通信費等については2年毎の委託更新を原則とし、自動更新をせずに複数のサービス業者から見積もりを取り、好条件の業者を優先的に採用して新たな経費削減につながる契約を行うようにしています。
4. 水光熱費はデマンドの監視システムを導入して利用量を目視出来る工夫をし、機器を導入する事で職員の節約意識の向上を図り、同時に経費の節減を徹底するよう努めます。

7 前期の指定管理業務の実績（現在の指定管理者のみ記載してください。）

(1) 前期の指定管理業務の実績について

前期の指定管理期間における地域ケアプラザ事業の実績を記載してください。

<記載場所>

H23 年度より実施している、民生委員との独居・高齢世帯への戸別訪問事業（ハートラインMM）は、「見守り」をより強化する事業として、拡充させ取り組んで来ています。またこの事業を通じて早い時期から今後支援が必要となる可能性がある方々と会うことが出来、支援が必要になった際にはスムーズに支援できる体制を整えることが出来ています。

地域の見守りとしては、地域の方々と話し合いを重ね認知症の方を緩やかに見守る「気づき隊」を地域住民で発足させることが出来ました。その「気づき隊」が主体となり「サロン」を開催したいという時、会場の提供として以前より地域貢献をしたいという話が合ったサービス事業所とうまくマッチングできサロン開催へとつながりました。

また、地域の方々の健康促進と閉じこもり・孤立をなくすために平成22年より取り組んでいる「戸塚町ふれあいポイント」事業は、高齢者のみならず、子育て世代、シニア層にも浸透しており、商店等の協力も得ながら、ハートプランと連携し、今後も南戸塚地域ケアプラザの重点事業として、取り組んで行きます。

地域の支え合いのための新たな地域資源の創出を目指し、「ちょこっとボランティア養成講座」

を開催し、戸塚町内にはなかった、「南戸塚支え合い隊」を立ち上げ、活躍できる場を提供し、現在は後方支援を行っています。

南戸塚地域ケアプラザの活動と存在を知ってもらうために開催している「南秋祭」は、回を重ねるごとに参加人数も増え、現在は、1,000名を超え、「住んでよかった～戸塚町」をテーマにし、その内容も改善しつつ開催しています。

このように、前期は、第3期ハートプラン、地区別計画を基本に連携した事業展開を行い、数多くの成果を得ることができました。

(2) 職員配置状況について

前期の指定管理期間における職員配置の実績を記載してください。

<記載場所>

H28年7月より同年11月の4か月、H30年5月より同年8月までの3か月間が加配分の職員が不在となっていました。所長をはじめ5職種には欠員はありませんでした。

令和元年度職員配置実績（2020年2月現在）

所長・・・・・・・・・・・・・・・・・・1名（常勤）

地域包括支援センター

社会福祉士・・・・・・・・・・2名（常勤）

保健師・・・・・・・・・・1名（常勤）

主任ケアマネジャー・・・・・・・・1名（常勤）

介護支援専門員・・・・・・・・1名（非常勤）

事務職員・・・・・・・・・・1名（非常勤）

地域活動交流

コーディネーター・・・・・・・・1名（常勤）

サブコーディネーター・・・・・・・・5名（非常勤）

生活支援体制整備事業

生活支援コーディネーター・・・・1名（常勤）

居宅介護支援事業所

ケアマネジャー・・・・・・・・・・3名（常勤） 2名（非常勤）

通所介護事業所

生活相談員・・・・・・・・・・1名（常勤）

生活相談員兼介護職員・・・・・・・・3名（常勤）

介護職員・・・・・・・・・・18名（非常勤）

看護師兼機能訓練指導員・・・・8名（非常勤）

運転手・・・・・・・・・・5名（非常勤）

指定管理料提案書及び収支予算書 (横浜市南戸塚地域ケアプラザ)

1 指定管理料提案書

(1) 地域ケアプラザ運営事業

(単位：円)

項目	積算根拠	金額
賃金水準スライド 対象人件費 (非課税) ※1	内訳(地域ケアプラザ所長、地域活動交流コーディネーター、サブコーディネーター等のうち賃金水準スライド対象人件費)	9,772,500
賃金水準スライド 対象外人件費 (非課税)	内訳(地域ケアプラザ所長、地域活動交流コーディネーター、サブコーディネーター等のうち賃金水準スライド対象外人件費)	600,000
事業費(税込)	自主事業運営費	600,000
事務費(税込)	事務消耗品費・通信費・賃借料・諸会費・車両費等	3,818,500
管理費(税込)	・光熱水費 2,850,000 円 ・施設維持管理費(各種保守点検費) 2,550,000 円	5,400,000
指定額	小破修繕費 474,000 円	474,000
利用料金の活用	<介護保険収入等を充当する場合は記載してください。>	△
施設使用料相当額 ※2		△3,990,000
合 計		16,675,000

※1：(地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数(0.125人工)) + (地域ケアプラザ運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数) + (地域ケアプラザ運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

※2：指定管理業務に通所系サービス事業が含まれる場合のみ記入して下さい。

(2) 生活支援体制整備事業

(単位：円)

項目	積算根拠	金額
賃金水準スライド 対象人件費 (非課税) ※3	内訳(生活支援コーディネーターのうち賃金水準スライド対象人件費)	██████████
賃金水準スライド 対象外人件費 (非課税)	内訳(生活支援コーディネーターのうち賃金水準スライド対象外人件費)	██████████
事業費(税込)	活動費	██████████
事務費(税込)	事務消耗品費・通信費・賃借料・諸会費・車両費等	██████████
合 計		5,802,000

※3：生活支援体制整備事業に係る生活支援コーディネーター基礎単価×配置予定人数

(3) 地域包括支援センター運営事業費

(単位：円)

項目	積算根拠	金額
賃金水準スライド 対象人件費 (非課税) ※4	内訳(地域ケアプラザ所長、地域包括支援センター職員等のうち賃金水準スライド対象人件費)	23,537,500
賃金水準スライド 対象外人件費 (非課税)	内訳(地域ケアプラザ所長、地域包括支援センター職員等のうち賃金水準スライド対象外人件費)	750,000
事業費(税込)	自主事業運営費	300,000
事務費(税込)	事務消耗品費・通信費・賃借料・諸会費・車両費等	2,963,500
管理費(税込)	・光熱水費 780,000円 ・施設維持管理費(各種保守点検費) 520,000円	1,300,000
指定額	協力医謝金 630,000円、小破修繕費 126,000円	756,000

利用料金の活用	〈介護保険収入等を充当する場合は記載してください。〉	△
合 計		29,607,000

※4：(地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数(0.375人工)) + (地域包括支援センター運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数) + (地域包括支援センター運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

(4) 一般介護予防事業

(単位：円)

項目	積算根拠	金額
事業費(税込)	直近3年間実績より算出(講師謝礼金90,000円 事務費64,000円)	154,000
合 計		154,000

2 収支予算書

(単位：円)

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
内 訳	横浜市支払 想定額	地域ケアプラザ 運営事業(a)	16,675,000	16,675,000	16,675,000	16,675,000	
		生活支援体制 整備事業(b)	5,802,000	5,802,000	5,802,000	5,802,000	
		地域包括支援 センター運営 (c)	29,607,000	29,607,000	29,607,000	29,607,000	
		一般介護予防 事業(d)	154,000	154,000	154,000	154,000	
		合計(a)~(d)	52,238,000	52,238,000	52,238,000	52,238,000	
	介護保険 事業収入	介護予防支援事 業・第1号介護 予防支援事業	15,885,000	16,185,000	16,510,000	16,750,000	17,170,000
		居宅介護支援 事業	22,710,000	23,850,000	25,050,000	26,310,000	27,630,000
		通所系サービ ス事業	112,320,000	114,570,000	116,870,000	119,210,000	121,600,000
	その他収入						
	収入合計(A)		203,153,000	206,843,000	210,668,000	214,508,000	218,638,000
内 訳	人件費	146,340,000	149,200,000	151,940,000	154,730,000	157,730,000	
	事業費	16,550,000	16,830,000	17,150,000	17,480,000	17,730,000	

事務費	22,400,000	22,630,000	23,060,000	23,500,000	23,970,000
管理費	16,520,000	16,860,000	17,180,000	17,510,000	17,860,000
消費税等	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
その他					
支出合計 (B)	202,810,000	206,520,000	210,330,000	214,220,000	218,290,000
収支 (A-B)	343,000	323,000	338,000	288,000	348,000

団体の概要

(令和2年2月26日現在)

(ふりがな) 団体名	(しゃかいふくしほうじん ほうこうかい) 社会福祉法人 朋光会
共同事業体又は中小企業等協同組合として応募している場合には、その名称を記入してください。	
(ふりがな) 名称	()
所在地	〒245-0051 神奈川県横浜市名瀬町1566番地 ※法人の場合は登記簿上の本店所在地を、任意団体の場合は代表者の住所をご記入ください。 (市税納付状況調査(様式8同意書による)に使用します)
設立年月日	昭和61年8月12日
沿革	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和61年、深刻な核家族化社会を背景に、有床診療所で地域医療の実践をする中、高齢者介護の必要性を實現・実行するために社会福祉法人朋光会を設立。翌昭和62年、特別養護老人ホーム「太陽の國」を開設。 ・平成4年、「太陽の國」南館増設、本入所定員130名、短期入所定員20名となり、認知棟を新設し、通所介護事業も開始。 ・平成11年、デイサービスセンター横浜市戸塚柏桜荘で、独立した受託運営による通所介護事業を開始。 ・平成14年、横浜市南戸塚地域ケアプラザの受託運営を開始、平成18年より指定管理者として運営。平成23年度以降は既に指定管理者として選任されている。 ・平成18年、特別養護老人ホーム「太陽の國ほ도가や」を全室個室のユニットケア型の施設として本入所72室、短期入所16室で開業。 ・平成18年、老人福祉センター及びデイサービスセンター横浜市戸塚柏桜荘の指定管理者に選任され2事業一括で運営開始。 ・平成20年、横浜市名瀬地域ケアプラザ及び名瀬地域ケアプラザ通所介護について指定管理者に選任され運営開始。 ・平成23年、横浜市川島地域ケアプラザの指定管理者に選任され運営開始。 ・平成31年、養護老人ホーム「名瀬の森」を定員120名で開業。 <p>現在、以上の7施設で8事業を展開しています。</p>
事業内容等	<ul style="list-style-type: none"> (1) 第一種社会福祉事業 <ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホームの経営 ・養護老人ホームの経営 (2) 第二種社会福祉事業 <ul style="list-style-type: none"> ・老人デイサービス事業の経営 ・老人短期入所事業の経営 ・老人介護支援センターの経営 ・老人福祉センターの経営 (3) 居宅介護支援事業 (4) 地域包括支援センター (5) 地域ケアプラザにおける地域活動・交流の事業

